

## 2 習志野市男女共同参画基本計画の評価について

### (1) 評価方法

「習志野市男女共同参画基本計画」（平成20年度～平成25年度）では、男女共同参画を推進するため、市が取り組むべき事業として、141事業（延べ152事業）を掲げ、52項目（延べ56事業）について、指標（目標数値）を設けています。

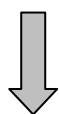
また、平成24年度を初年度とした、分野別計画（DV対策編）においても、25事業（延べ29事業）について評価を行いました。

今年度は男女共同参画基本計画（分野別計画含む）最終年度にあたるため、例年行っている、事業ごとの評価ではなく、実施担当課ごとに6年間の総括としての評価を行いました。まず、事業担当課による自己評価を行い、次に、この結果に基づき、男女共同参画審議会が評価を行いました。また、52項目（延べ56事業）の指標（目標数値）についても、その達成率を確認・評価しました。

なお、審議会での議論をより掘り下げたものとするため、審議会の下に「事業評価部会」を設置し、各事業担当課による自己評価の点検及び評価案の検討を行いました。

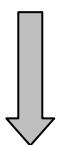
### (2) 評価作業の流れ

#### 事業担当課による自己評価（2月～4月）



各事業担当課へ「男女共同参画基本計画・分野別計画 総括評価シート」の作成を依頼 → 担当課による総括評価シートの作成・提出 → 事務局で担当課へ各総括評価シートの内容を確認 → 総括評価シート一覧表、集計表作成

#### 事業評価部会での検討（7月～8月）

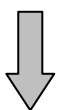


男女共同参画審議会での評価の前段とし、事業評価部会で検討を行う。

（作業内容）

- 1) 各事業担当課による自己評価についての点検
- 2) 評価案の検討

#### 男女共同参画審議会による評価（5月・9月）



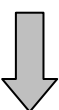
事業評価部会での検討を踏まえ、男女共同参画推進条例第15条第2項第3号に基づき、審議を行い、評価結果を報告書として取りまとめる。

#### 報告書の提出（10月上旬）



審議会の評価結果について、市長へ報告書を提出する。

#### 報告書の公表（11月上旬）



習志野市男女共同参画推進条例第10条第4項に基づき、ホームページ、情報公開コーナー等を通じて、評価結果を公表する。

#### 事業担当課へ評価結果をフィードバック（11月上旬）

評価結果を事業担当課にフィードバックし、担当課は、第2次男女共同参画基本計画の実施、事業の改善及び取り組みの参考にする。

## 3 評価結果

---

### <習志野市男女共同参画基本計画・分野別計画（DV防止対策編）の評価について>

平成25年度は、基本計画（平成20年度から25年度までの6年間）及び、分野別計画（DV防止対策編）（平成24年度・25年度の2年間）の取り組みに対し、それを総括的に評価しました。具体的には、（1）計画全般についての評価 （2）重点項目に関する評価 （3）分野別計画（DV対策編） の3部構成とし、特に以下の点に着目しました。

- ① 旧計画においての課題や反省点
- ② 第2次計画への改善点

#### 【1】計画全般に関する評価

25部署が作成した総括評価シートについて、以下の項目ごとに総合的な評価を行いました。

- ① 事業の企画や実施にあたり配慮した項目
- ② 本計画における事業実施度
- ③ 指標の達成状況
- ④ 施策の方向に掲げた事項の進捗度

#### 【2】重点項目に関する評価

習志野市男女共同参画基本計画（平成20年度～25年度）は、計画を策定するにあたり、国の計画や法律の改正に基づいて前計画を見直し、以下の6項目を「新たに追加、充実した項目」として取り組んでいます。（詳細は男女共同参画基本計画P14を参照）

平成22年度よりこの6項目を「重点項目」として、関連事業の評価を行っています。

##### <重点項目（6項目）>

- 1) 女性と男性に生じる暴力の防止と対応（事業No.10～16）  
事業担当課：男女共同参画センター・子育て支援課・社会福祉課・人事課・総合教育センター
- 2) 女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策の促進（事業No.67～70）  
事業担当課：危機管理課
- 3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（事業No.76～79）  
事業担当課：男女共同参画センター・商工振興課・人事課
- 4) 男女共同参画の視点による子育て支援の充実（事業No.88～103）  
事業担当課：こども保育課・子育て支援課・契約検査科・青少年課・健康支援課
- 5) 性差に配慮した医療・保健の促進（事業No.116～117）  
事業担当課：健康支援課
- 6) 男女共同参画センターの機能充実（事業No.132～135）  
事業担当課：男女共同参画センター

### 【3】分野別計画（DV 防止対策編）

分野別計画（DV 防止対策編）についても、現計画の総括評価として平成 24 年度から平成 25 年度までの 2 年間の取り組みを総括的に評価しました。

全体で 29 事業が評価対象となりますが、基本計画と重なっている事業が 19 事業あります。分野別計画（DV 防止対策編）の評価としては、次の 10 事業について評価することとします。

#### <10 事業>

- 1) 生と性の健康についての意識の啓発（事業No.4）  
事業担当課：健康支援課
- 2) 健康相談事業の充実（事業No.12）  
事業担当課：健康支援課
- 3) 介護に関する相談及び情報の提供（事業No.13）  
事業担当課：高齢者支援課
- 4) 庁内関係部署との連携（事業No.17）  
事業担当課：男女共同参画センター
- 5) 庁外関係機関（県・警察、民間団体等）との連携（事業No.18）  
事業担当課：男女共同参画センター
- 6) DV 被害者支援制度についての情報提供（事業No.22）  
事業担当課：男女共同参画センター
- 7) 生活資金に関する情報提供（事業No.23）  
事業担当課：保護課
- 8) 高齢者・障がい者への自立支援【2課で担当】（事業No.24）  
事業担当課：高齢者支援課、障がい福祉課
- 9) 住宅に関する情報提供（事業No.25）  
事業担当課：住宅課

## 【1】 計画全般についての評価

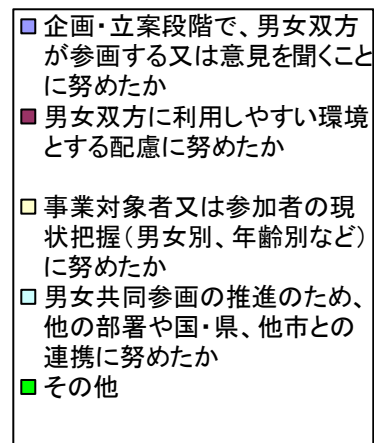
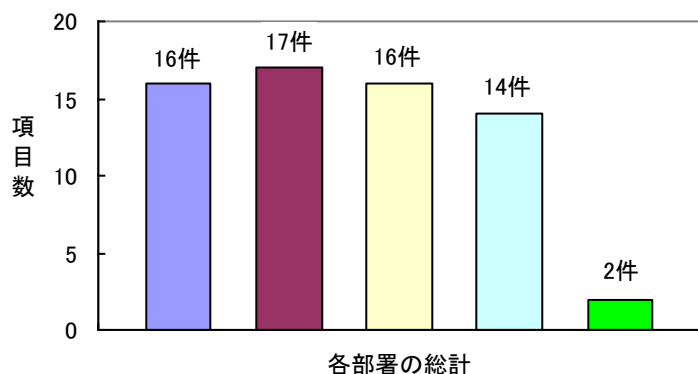
### ① 事業の企画や実施にあたり配慮した項目について

事業の企画や実施にあたり配慮した項目〔図1〕を事業担当課ごとに総括したところ、その他以外は、ほぼ同数に近い結果となりました。

(複数回答)

n = 25

〔図1〕 事業の企画や実施にあたり配慮した項目



### ② 本計画における事業実施度について

本計画における事業実施度〔図2〕は、「実施できた」と回答のあった事業担当課が、全体の3分の1程度で、「ある程度実施できた」の半数の割合となっていました。

「実施していない」と回答した部署はなかったものの、契約検査課は仮庁舎移転時点での評価となったため『男女トイレへのベビーチェア等の設置』について「ほとんど実施できなかった」と自己評価していました。

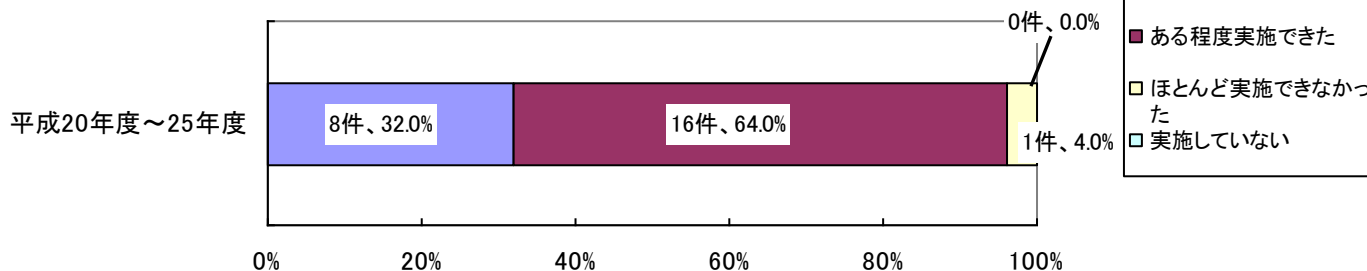
〔 No.93 「男女トイレへのベビーチェア等の設置」 目標数値：庁舎内すべて 達成度：0 〕

#### 審議会の意見

概ね「ある程度実施できた」とする部署が多かったが、事業担当課は「実施できた」と評価出来なかった理由を分析し、次期計画において最大限の改善策を講じられるよう取り組んでください。

n = 25

〔図2〕 総括事業実施度



### ③ 指標の達成状況について

指標対象である56事業の達成度は、事業担当課の総括達成度が、100%の事業が38事業、達成度が50%以下の事業が7事業、それ以外が11事業となっています。事業ごとの達成状況では、以下の7項目が達成度50%以下と低くなっていることから、第2次計画においては一層の努力が求められます。

#### 審議会の意見

特に商工振興課が3事業、男女共同参画施策を最も推進すべき男女共同参画センターが2事業入っていることは、なぜそれが達成できなかったのかをしっかりと見直すことが必要です。

No.31「事業所等の男女共同参画に関する研修等協力回数」(商工振興課)  
No.34「PTA家庭教育学級における男性参加人数」(公民館)  
No.75「自営業者に対する男女の経営参画についての研修、啓発等回数」(商工振興課)  
No.78「市職員に対する啓発等実施回数」(男女共同参画センター)  
No.78「『アクティブならしの』による就業件数」(商工振興課)  
No.83「再チャレンジ支援講座参加人数」(男女共同参画センター)  
No.93「男女トイレのベビーチェア等の設置」(契約検査課)

### ④ 施策の方向に掲げた事項の進捗度について

施策の方向に掲げた事項の進捗度 [図3] について、総括としては、「やや進んだ」とする評価が最も多く、14部署となっており、「現状維持」は7部署となっています。

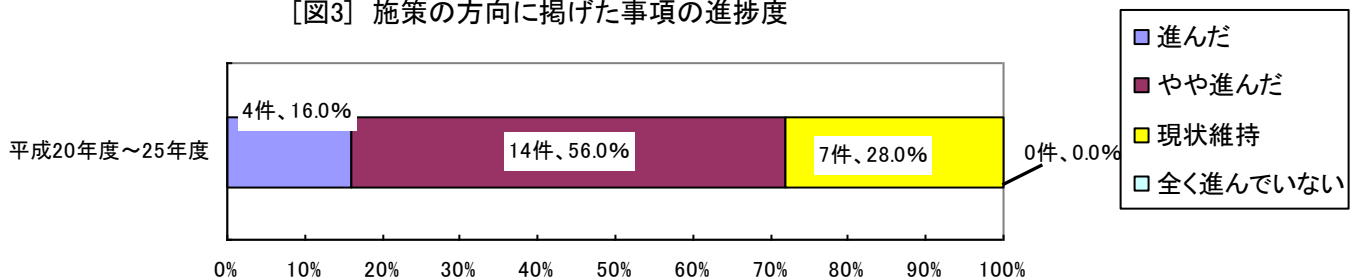
事業No.54「審議会等への女性委員の登用の推進」においては、目標数値は30%以上としています。6年間全て達成しているものの、計画中ほぼ横ばいであったことから、「現状維持」となっています。第2次計画においては「審議会における男女比率をどちらかの性が40%以上60%以下となるよう努める」など、さらなる努力を要する目標数値を設定しています。

#### 審議会の意見

今後も引き続き、各種審議会等において積極的な女性委員の登用に向けて、各部署から各方面へ働きかけ、大いなる努力を期待します。

n = 25

[図3] 施策の方向に掲げた事項の進捗度



#### 審議会の意見

特に「女性と男性に生じる暴力の防止と対応」や「子育て支援の充実」などは、各課が連携、協力して行わなければならない内容もあるかと思いますので、横断的な連携体制をつくり取組んでください。

## 【2】 重点項目に関する評価

習志野市男女共同参画基本計画（平成 20 年度～25 年度）は、計画を策定するにあたり、国の計画や法律の改正に基づいて前計画を見直し、6 項目を「新たに追加、充実した項目」として取り組んでいます。（詳細は男女共同参画基本計画 P14 を参照）

平成 22 年度よりこの 6 項目を「重点項目」として、関連事業の評価を行っています。  
※計画の体系図の「施策の方向」で、網掛けの部分

重点項目	評価
<p>女性と男性に生じる暴力の防止と対応</p> <p>【事業No.10～16】</p> <p>〈担当課〉（ ）内はページ数</p> <p>男女共同参画センター (31～32・55)</p> <p>子育て支援課 (42～43・61)</p> <p>社会福祉課 (36・57)</p> <p>人事課 (26～27)</p> <p>総合教育センター (48・64)</p>	<p><b>評価できる内容</b></p> <p>・女性と男性に生じる暴力の防止と対応については、指標を設定しているすべての項目で達成率 100%となっており、DVやセクシュアル・ハラスメントに対する積極的な取り組みが評価できます。No.11「女性の生き方相談の周知」（担当課：男女共同参画センター）では、年々DV相談件数が増加している現状から、情報紙への掲載とともにさまざまな研修の機会に出向き、周知をしたことは評価できます。</p>
	<p><b>努力を要する内容</b></p> <p>相談内容が多岐にわたり、一つの部署では対応困難なケースも増えてきておりますので、引き続き、被害者支援にむけて関係各機関の連携を強化し、対応することをお願いします。</p> <p>・No.15「DVに関する相談窓口の周知」（担当：男女共同参画センター）では、指標に「DV相談窓口の周知回数」として年 3 回の目標数値を掲げたが、DVに関する周知・啓発は、常時積極的に行うべきです。引き続き、男女共同参画センターの役割を自覚し、関係部署と連携しDV被害者支援に取り組むよう努力してください。</p>
	<p><b>評価できる内容</b></p> <p>平成 25 年度に行った習志野市地域防災計画の修正では、特に避難所の運営にあたり女性の参画を促すことや、プライバシーの確保、並びに従来の固定的な性別役割分担に偏らないよう配慮すること、更に女性の相談窓口の開設等の内容を盛り込みました。男女が共に役割を担うということが、具体的に上記計画に明文化されたことは、大変評価できます。</p>
<p>女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策の促進</p> <p>【事業No.67～70】</p> <p>〈担当課〉（ ）内はページ数</p> <p>危機管理課 (24)</p>	<p><b>努力を要する内容</b></p> <p>避難所運営や、地域の防災訓練など、今後も女性、高齢者、障がい者、子どもなどの視点を取り入れた地域防災計画を実施してください。</p>

<p>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</p> <p>【事業No.76～79】</p> <p>〈担当課〉（ ）内はページ数</p> <p>（男女共同参画センター（31～32・55） 商工振興課（29～30・54） 人事課（26～27））</p>	<p style="text-align: center;"><b>評価できる内容</b></p> <p>・No.76「市民へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」（担当課：男女共同参画センター）では、情報紙「きらきら」で若い世代の男女共同参画意識について特集を組み、市内高校生による座談会を通して、将来に向けての仕事と家庭の両立について意識啓発を行いました。また、庁内プロジェクトの開催など継続的に、取り組んでいることは評価できます。</p> <p style="text-align: center;"><b>努力を要する内容</b></p> <p>・No.77「市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」では、事業所へのリーフレット配布だけではなく、経営者及び従業員がワーク・ライフ・バランスを進められるよう商工会議所など関係機関との連携強化に努めてください。</p> <p>・No.78「市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」（担当：人事課）では、本来、全職員を対象に行うべき研修を平成24、25年度、続けて女性職員研修でのみ行われたことから、今後は研修の対象者を男女問わず広げ、普及・啓発するよう努めてください。</p>
<p>男女共同参画の視点による子育て支援の充実</p> <p>【事業番号88～103】</p> <p>〈担当課〉（ ）内はページ数</p> <p>（こども保育課（40～41） 子育て支援課（42～43・61） 契約検査課（28） 青少年課（52・65） 健康支援課（35・56））</p>	<p style="text-align: center;"><b>評価できる内容</b></p> <p>・No.92「ファミリー・サポート・センター事業等の充実」（担当課：子育て支援課）では、従来行ってきた、育児支援事業、家事支援事業に加え、平成21年度にはショートステイ事業、平成25年度には一時預かり事業を開始し、機能充実を図ったことは大変評価できます。</p> <p style="text-align: center;"><b>努力を要する内容</b></p> <p>・ファミリー・サポート・センター事業は、働く女性や男性の育児支援のために重要と考えられるため、提供会員の増加に向け、より利用しやすい方法など、検討してください。今後も、共働き世帯の増加など時代背景や市民のニーズを把握し、より市民が利用しやすい事業に努めてください。</p> <p>・No.93「公共施設トイレにおける男女が使用可能なベビーベッド等の設置」（担当課：契約検査課）では、指標項目として男女トイレのベビーチェア等の設置について、「庁舎内すべて」という目標をたてたものの、既存の市所有の施設内の詳細な実態把握が行われていなかったため、総括としての達成度は0%となってしまいました。しかしながら新庁舎建設まで何年もかかることから、必要性を認識し、現仮庁舎にベビーベッド等の設置について工夫を再考願います。</p> <p>・今後も、分室を含めた市所有の施設内の利用状況及び、構造などを正確に把握し、実施に向けて努力してください。</p>

<p>性差に配慮した医療・保健の促進</p> <p>【事業番号 116～117】</p> <p>〈担当課〉( )内はページ数</p> <p>〔健康支援課 (35・56)〕</p>	<p style="text-align: center;"><b>評価できる内容</b></p> <p>・No.116「性差にかかわる健康教育の実施」(担当課：健康支援課)では、母子から高齢者に至るあらゆる年齢層の健康教育において性差に留意するとともに、講義内容やメンバー構成にも配慮して実施したことは、大変評価できます。</p> <p style="text-align: center;"><b>努力を要する内容</b></p> <p>平成 24 年度に実施した男女共同参画に関する意識調査によると、「女性専用の外来診療」については、男女とも 9 割近くの人が必要だと思うと回答しているのに対し、「男性専用の外来診療」については、必要だと思うと回答した人が、男女で 6 割に留まっています。</p> <p>特に男性では、男性専用の外来診療が「必要だと思う」が 46.6%、「必要ないと思う」が 46.1%と意見が分かれる結果になっています。</p> <p>さらに、男性の年代別では 20 歳代の 70%が「必要である」と回答しているのに対し、70 歳代では 20%程度に留まり、年齢が高くなるにつれ、必要性に対する意識が低下しています。</p> <p>性差に配慮した医療体制の確保について、市民ニーズを踏まえながら関係機関と十分に協議を行って、対応策を検討してください。</p>
<p>男女共同参画センターの機能充実</p> <p>【事業番号 132～135】</p> <p>〈担当課〉( )内はページ数</p> <p>〔男女共同参画センター (31～32・55)〕</p>	<p style="text-align: center;"><b>評価できる内容</b></p> <p>・No.133「女性の生き方相談における夜間相談の実施」(担当課：男女共同参画センター)では、平成 24 年度から夜間相談を実施し、市民ニーズに対応したことは評価できます。予約状況の増加に伴い、さらなる拡充をするなど、相談者に迅速に対応できるよう、引き続きお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><b>努力を要する内容</b></p> <p>・No.83「再チャレンジ支援講座の実施」(担当課：男女共同参画センター)では、共催していた 21 世紀職業財団千葉事務所の閉鎖によりセミナー開催ができず、情報提供に留まったとのことですが、結婚・出産等で仕事を離れ、再就職を目指す方を支援することは、女性の活躍促進のために、また、これからの社会にとって非常に重要なことです。庁内外を問わず、広く関係機関と連携し女性の社会参画と自立に向けた講座の実施に向けて、再検討してください。</p>



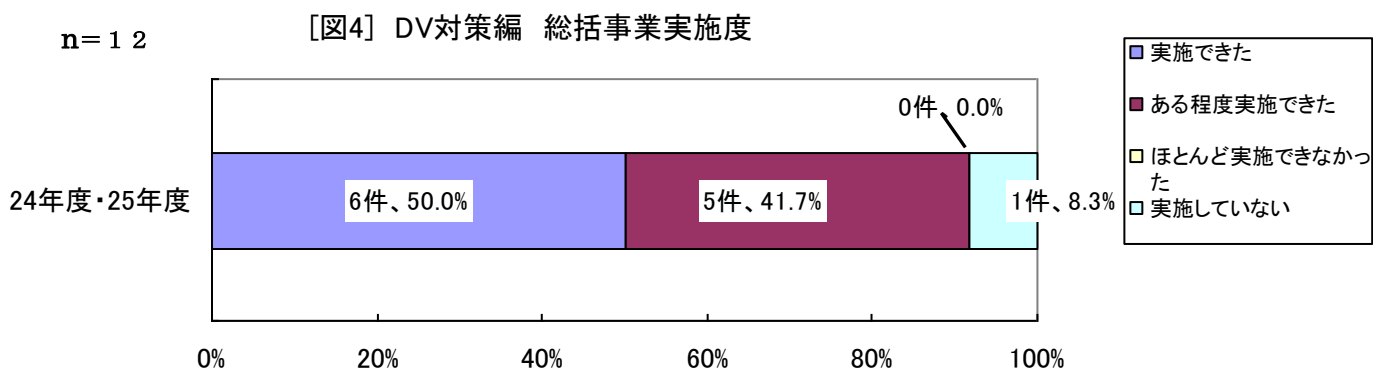
### 【3】 分野別計画（DV防止対策編）についての評価

DV防止対策編は、男女共同参画基本計画の分野別計画として、平成23年度に策定し、平成24年度から施行しました。今回は2年間の総括評価となります。

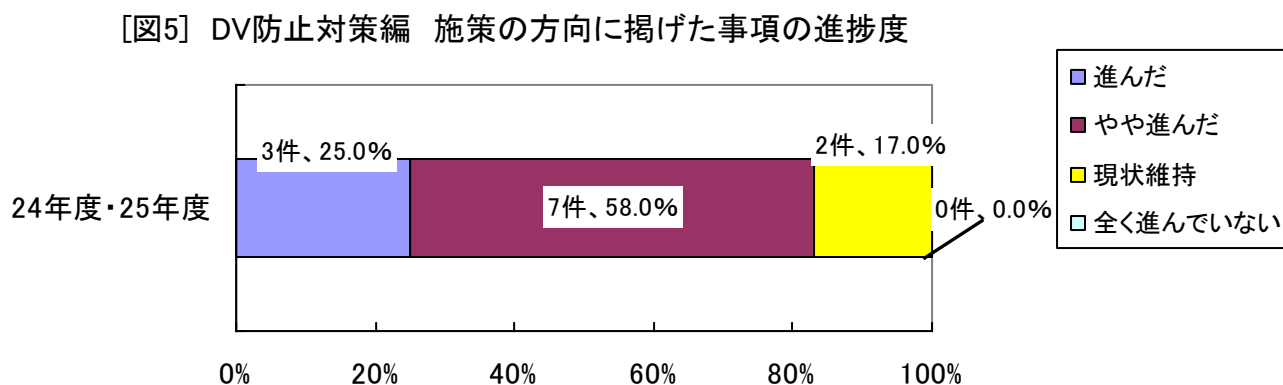
評価対象事業は、12部署の29事業ですが、基本計画と重複している事業が19事業あります。評価については3つの基本目標ごとに行いました。

本計画における事業の実施度〔図4〕についてみると、「実施できた」と回答のあった担当部署が、半数の6部署で、全体の50%となりました。「ある程度実施できた」は5部署41.7%、「実施していない」が1部署となっています。

この中で事業No.20「就労や再就職に関する情報の提供」については、求職情報サイト「アクティブならし」を通し、DV被害者等へ情報提供を行うこととなっておりましたが（目標数値1年30件）、情報提供はしたものの、本サイトを通して就業に結び付いた状況を、把握することが困難であったため、達成度を評価することはできませんでした。



また、施策の方向に掲げた事項の進捗度〔図5〕については、「進んだ」とした部署は3部署にとどまり、半数以上にあたる7部署が「やや進んだ」と評価しています。



## <取組内容に対する評価>

### 啓 発

#### I. DV防止のための広報・啓発

評価できる内容
・事業No.6「各種相談員に対するDVについての研修の実施」(担当課：子育て支援課・61ページ)では、家庭相談員、ひとり親家庭自立支援員、ケースワーカーが全員DV相談業務支援の研修を受け、相談技術の向上に取り組んだことは評価できます。
努力を要する内容
・DV事案は相談者への対応のみならず、その後の生活再建、自立へ向けて、関係機関との連携と緊急時への迅速な対応が不可欠であることから、各事業担当課においては、引き続き相談技術の向上に努めてください。

### 相談体制

#### II. 安心して相談できる体制づくり

努力を要する内容
・事業No.10「男性相談についての事業化の検討」、No.11「配偶者暴力相談支援センターとしての機能充実についての検討」(担当課：男女共同参画センター・55ページ)では、両事業とも検討は行ったものの、具体的な結果を出せるには至りませんでした。平成24年度の男女共同参画に関する意識調査では、DV被害にあったにもかかわらず、相談したことがない人が73%にも上っています。DVに関する意識は高くなってきているものの、まだ相談窓口が周知されていない面もあると考えられます。相談窓口の周知とあわせ、被害者が安心して相談できる体制づくりに取り組んでください。

### 保護・自立支援

#### III. 生活再建に向けた支援

評価できる内容
・事業No.24「高齢者・障がい者への自立支援」(担当課：障がい福祉課・60ページ)では、平成24年10月から「障がい者虐待防止センター」を設置し、虐待の通報、届け出の受理に関する体制整備を図り、障がい者を一時保護する居室の確保を行ったことは評価できます。
努力を要する内容
・上記、事業No.24において、障がい者に対する生活再建への支援は専門性が高く難しいと思いますが、障がい者への虐待の未然防止、並びに虐待を受けた人のすみやかな保護に努める等、引き続き関係機関との連携による支援体制づくりに努めてください。 ・No.23「生活資金に関する情報提供」(担当課：保護課・59ページ)について、DV被害者は身体的暴力以外にも精神的、経済的な暴力を受けているケースもあります。DVの場面を子どもに見せることにより、その後の子どもの生活に甚大な悪影響を及ぼすことから、世帯の経済的な自立のみならず、加害者から離れた後の、心のケアなどを含め、自立へ向けた適切な支援が必要となります。 引き続き、関係部署との連携を図りながら、ケースワーカーの知識向上と更なる研鑽に努めてください。